

# 高穂中学校部活動に関する規約

## 1. 基本方針

部活動は、生徒が自らの意思で文化的・体育的活動を行い、日常の教育活動では得ることのできない専門的知識や技術を習得する場である。また、自主・自立の精神や集団規律を身につける場として重要な役割を果たす場でもある。したがって、教職員は全員その部活動を支援するためにいずれか部における顧問として指導に当たるものとする。

## 2. 目的

- ① 学年・学級の所属を離れ、共通の興味・関心を持った生徒同士が協力し合い、より豊かな人間形成を目指す。
- ② 望ましい集団活動のひとつとし、心身の健全な発達や個性の伸長を目指す。

## 3. 部活動の設置

- ① 活動場所や顧問の指導体制を考慮した数とする。
- ② 創部、廃部については別に規定する。

### 【開設している部活動】

陸上（男女） 野球（男女） サッカー（男女） ソフトボール（女子）  
ソフトテニス（男子） ソフトテニス（女子） バスケットボール（男子）  
バスケットボール（女子） バレーボール（女子） 卓球（男子） 卓球（女子）  
剣道（男女） 吹奏楽（男女） 科学（男女） 美術（男女） 情報処理（男女）  
合計 16部

## 4. 活動について

- ① 活動は、顧問の指導、監督下で行うことを原則とする。
- ② 活動終了時には、各部顧問が活動場所に置いて後片付けや施錠の確認をし、生徒の下校を見届けるものとする。鍵の管理は生徒にさせず、顧問が行う。
- ③ 各部顧問は、活動予定を明示した月間予定表を作成し、生徒および保護者に配布する。なお、予定表は必ず管理職に一部提出する。
- ④ 朝練習は、行わないものとする。
- ⑤ 学校行事や会議日、定期テストの1週間前から、テスト終了までは原則として活動停止とする。但し、中体連もしくは協会主催の公式試合については、顧問の申請があり、管理職の承認を得て活動停止日に活動することができる。その場合、部員の保護者に事前に連絡し承諾を得て、全教職員にも周知することとする。
- ⑥ 悪天候時やインフルエンザ流行期、また不審者が出た時など生徒の安全確保のため緊急に活動停止にすることもある。

## 5. 活動時間について

- ① 活動時間は、平日概ね2時間以内、休日概ね3時間以内とする。
- ② 試合等でやむなく活動時間が延長される場合は、事前に生徒および保護者に伝え、承諾を得ること。

## 6. 活動終了時刻と完全下校時刻

- ① 体育館の使用を各部活動輪番制とするため、学校全体としての活動終了時刻および完全下校時刻を以下のように設定するものとする。
- ② 下校時刻が守れない場合は、顧問から部員への指導し、改善を求めるものとする。また、その状況によっては関係教職員で協議の上、部活停止等の措置をとることもある。

月	終了時刻	下校時刻	月	終了時刻	下校時刻
4月	18:00	18:15	10月	17:00	17:15
5月	18:00	18:15	11月	16:45	17:00
6月	18:00	18:15	12月	16:45	17:00
7月	18:00	18:15	1月	16:45	17:00
8月	17:30	17:45	2月	17:00	17:15
9月	17:30	17:45	3月	17:30	17:45

※10月については、秋季中体連までは、17:15終了 17:30完全下校とする。

## 7. 休養日の設定について

- ① 生徒の健康を考慮し、休日および平日に最低1日ずつ活動を行わない休養日を設ける。
- ② 大会や練習試合などの関係で、やむを得ず①の休養日を設けることができない場合は、前後2週間の間にその振り替えを行うものとする。
- ③ 各部が作成する予定表には、「休養日」を明記し、保護者に周知することとする。

## 8. 休日の活動について

- ① 平日の活動に準じる。
- ② 活動時間は概ね3時間以内とする。
- ③ 校外において活動する場合は、事前に「対外試合（活動）参加届」を提出し、管理職の許可を得て行う。

## 9. 長期休業中の活動について

- ① 休日の活動に準じる。
- ② 全校的な休養日の設定はしない。各部最低週2日以上休養日を原則設定するものとする。

## 10. 入部について

- ① 入部は、活動の意志のある者とし、全員が加入しなくてもよい。
- ② 見学・仮入部期間を2週間程度設け、実際に活動に参加した後、入部届を顧問に提出し、認められた時に部員となる。
- ③ 仮入部期間の休日は活動しない。
- ④ 正式入部までの活動時間は、16:45部活終了、17:00完全下校とする。

## 11. 活動継続について

- ① 部活動に対する生徒の意志確認と部員数把握のため、年度当初に2、3年生の部員は部活動継続届を提出するものとする。
- ② 継続届は、保護者捺印の上、期日までに学級担任に提出をする。学級担任は、各部顧問に提出をする。継続届を出さない生徒は、退部届を顧問に出す。

## 12. 退部・転部について

- ① 退部する場合、顧問及び学級担任に相談をし、保護者同意の上で、退部届を提出するものとする。また、退部届は、理由を記入し、保護者捺印の上、退部する顧問に提出するものとする。
- ② 途中入部する場合、入部届に必要事項を記入し、保護者捺印の上、顧問に提出するものとする。その後、顧問の了承をもって正式入部とする。
- ③ 転部する場合、上記①および②の手続きをして行う。

## 13. 設置外部活動につて

本校に設置していない部活動の大会参加は原則認めない。ただし、4月に配布する「設置外部活動大会参加希望届」を提出したもののうち、次の条件を満たした場合のみ参加を認め

る。

- ① 大会に引率する教員がいること。
- ② 中体連が主催する大会であること。
- ③ 職員会議において全職員の承認が得られること。